

# 青森県報

第三千二百五十一号

平成二十二年

六月十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) …… 二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課) …… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課) …… 三
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 三
平成二十一年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………	(環境政策課) …… 三
青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦……………	(労政・能力開発課) …… 四
建設業者の許可の取消し……………	(東青地民局) …… 六
出先機関	
道路の位置の指定……………	(北地域民局) …… 六

## 選挙管理委員会

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間…………… (事務局) …… 六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間…………… (同) …… 六

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数…………… (同) …… 七

## 人事委員会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則…………… (職員課) …… 七

## 告 示

### 青森県告示第四百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
湊高台皮膚科	八戸市湊高台五丁目二〇の一六	平成三〇・五・七
調剤薬局ソルハドラッグ	弘前市大字豊原一丁目三の四	三〇・五・一
弘前豊原店	弘前市大字品川町二四の一	"
ひかり調剤薬局	八戸市城下四丁目一一の一	三〇・六・一
はちのへファミリークリニック	八戸市城下四丁目一〇の三五	三〇・五・二六
城下調剤薬局		

青森県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
石田 淳睦	弘前市大字原ヶ平 字奥野五の五	石田整骨院	弘前市大字石渡五 丁目五の四	平成 二六・四・一

青森県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石田 淳睦	弘前市大字原ヶ平 字奥野五の五	なごみ整骨院	弘前市大字原ヶ平 字奥野五の五	平成 三・五・一

青森県告示第四百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
湊高台皮膚科 調剤薬局ツルハドラッグ 弘前豊原店 ひかり調剤薬局 はちのへファミリークリ ニッケ 城下調剤薬局	八戸市湊高台五丁目一〇の一六 弘前市大字豊原一丁目三の四 弘前市大字品川町二四の一 八戸市城下四丁目一の一 八戸市城下四丁目一〇の三五	平成三・五・七 三・五・一 " 三・六・一 三・五・六

青森県告示第四百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
石田 淳睦	弘前市大字原ヶ平 字奥野五の五	なごみ整骨院	弘前市大字原ヶ平 字奥野五の五	平成 三・五・一

青森県告示第四百二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	調剤薬局ソルハドラッグ 弘前豊原店	所 在 地	弘前市大字豊原一丁目三の四	指定年月日	平成三・六・一
-----	----------------------	-------	---------------	-------	---------

青森県告示第四百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	八戸市新湊二丁目五の一五 八戸市江陽四丁目四の一四 榊 幸 平 小 崎 眞 一 郎	区 域	八戸第一区域 八戸みなと漁業 協同組合の地区 のうち、八戸市 の区域	区 分	総トン数十トン以上 船により行う漁業 船により行う底び き網漁業及び総ト ン数二十トン以上 により行うまき網 漁業
----------------	--	-----	--	-----	---

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハートスポット  
代表者の氏名  
佐藤 貞子
- 三 主たる事務所の所在地  
青森市緑三丁目一の七
- 四 定款に記載された目的
- 五 この法人は、精神障害者に対して保健福祉・就労支援に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

平成二十一年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成二十一年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
  - 1 事前協議 四百二十四件
  - 2 協議内容の変更の協議 三十九件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	四、一三三トン
汚泥	二二、〇〇七トン

汚泥及びびばいじんの混合物	燃え殻及びびばいじんの混合物	汚泥及び廃油の混合物	汚泥、廃油及び木くずの混合物	汚泥及び廃プラスチック類の混合物	汚泥並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	金属くず	磁器くず	鉱さい	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によつて集められたものをいう。以下同じ。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二十三条号に規定する産業廃棄物	燃え殻並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	燃え殻及びびばいじんの混合物	汚泥及びびばいじんの混合物	汚泥、廃油及び木くずの混合物	汚泥及び廃プラスチック類の混合物	汚泥並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物
一六トーン	三トーン	一、一四トーン	一、一〇トーン	二四トーン	一六トーン	三トーン	八五トーン	二六八トーン	一九、一九六トーン	六二〇トーン	四、六二八トーン	一五、七五四トーン	五トーン	三トーン	一、五二〇トーン	一、一四トーン	一、一〇トーン	二四トーン	一六トーン

廃油、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃油、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃酸、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	廃プラスチック類及び繊維くずの混合物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	廃プラスチック類及び金属くずの混合物	廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物	廃プラスチック類及びびばいじんの混合物
五トーン	五トーン	一トーン	一三三トーン	一三、三二六トーン	二五トーン	四二七トーン	二、四一五トーン	七、二二四トーン	九六三トーン	二七トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン	二五八、四八二トーン

三 協定の締結の件数

四百二十四件

四 環境保全協力金の額

千七百六十二万八千四百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）  
 不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦

青森県労働委員会第四十二期委員のうち使用者を代表する者（以下「使用者委員」といふ。）齊藤敏郎が辞任することに伴い、その後任の委員を任命することになったから、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規

定により次のとおり使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成二十二年六月十八日から同月二十八日まで

四 推薦方法

候補者推薦書(第一号様式)及び候補者調書(第二号様式)を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。(推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。)

(第1号様式)

青森県労働委員会使用者委員候補者推薦書

年 月 日

青森県知事 三村申吾 殿

推薦団体  
住 所  
名 称  
代 表  
者 氏 名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

ふい	がな	な	ねん	ねん	しゆ	か	しや	しよ
氏	名	年	齢	所	属	会	社	名

(第2号様式)

候補者調書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社エヌ・デイ
- 二 代表者の氏名 野々村 暁夫
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字千刈一一五の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇〇〇九一号
- 五 取消年月日 平成二十二年六月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十二年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

下北地域県民局長 佐藤 仁

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市金谷二丁目六三の 一四から六三の一五及び 二七三の五	一六・五四メートル	六・三二メートル から 六・五八メートル まで	平成 三・五 六
	一七・六七メートル	六・〇二メートル	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

平成二十二年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により次のとおり定めしたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十二年六月二十三日  
ただし、年齢についての基準となる日 平成二十二年七月十一日
- 二 登録を行う日 平成二十二年六月二十三日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十二年六月二十四日

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成二十二年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二十三條の十一第二項の規定により次のとおり定めしたので、同条第五項の規定により告示する。



平成二十二年六月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

縦覧期間

平成二十二年六月二十四日

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成二十二年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。))の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年六月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、二二二 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(を、二六〇、二七三 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(を、

- 東津軽郡選挙区 八、〇四七 人
- 西津軽郡選挙区 六、四五六 人
- 南津軽郡選挙区 六、八四六 人
- 北津軽郡選挙区 八、三二八 人
- 上北郡選挙区 二八、八四三 人

- 三戸郡選挙区 二一、六五九 人
- 青森市選挙区 八三、八一二 人
- 弘前市選挙区 五一、一三九 人
- 八戸市選挙区 六五、六八八 人
- 黒石市選挙区 一〇、二四七 人
- 五所川原市選挙区 二〇、七六八 人
- 十和田市選挙区 一八、〇六〇 人
- 三沢市選挙区 一一、一六七 人
- むつ市選挙区 二二、七七四 人
- つがる市選挙区 一〇、五四一 人
- 平川市選挙区 一一、八四三 人

人事委員会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「あすなる医療療育センター次長(区分七類のもの)を除く。」を「あすなる医療療育センター次長(区分七類のもの)を除く。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 六七(管理職手当)の規定は、平成二十二年六月一日から適用する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭